自動車運転代行業公表対象処分表

被処分者	認 定 証 番 号	鳥取県公安委員会 第147号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	K運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	境港市
	処分年月日	令和5年11月30日
	処 分 内 容	認定の取消し
	処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第 2号に規程する欠格要件に該当するため。
	根拠法令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第 1項第2号
	処分を行った公安委員会	鳥取県公安委員会